平成28年度第1回東京都北区子ども・子育て会議(第14回会議)議事要旨

[日 時]

平成28年7月4日 (月) 18:30~20:30

[会 場]

北とぴあ14階 スカイホール

「出席者]

岩崎委員、神長委員、我妻委員、榎本委員、佐田委員、田辺委員、原嶋委員、丸山委員、石山委員、小針委員、坂内委員、平山委員、橋本委員、大塚委員、誉田委員、 滝口委員、仁科委員

[次 第]

1 開会

委員紹介

事務局紹介

2 議事

- (1) 平成28年度4月1日現在待機児童数及び今後の解消策について
- (2) (仮称)東京都北区子どもの貧困対策に関する支援計画の策定のための検討会の設置について【報告】
- (3) 東京都北区立さくらだこども園について【報告】
- (4) 児童福祉法の一部を改正する法律案の概要について【報告】
- (5) 低所得世帯の負担軽減措置に伴う保育料の改定について【報告】

3 閉会

【配布資料】※資料はすべて事前送付済み

資料 1-1	平成 28 年度北区子ども・子育て会議委員名簿
資料 1-2	平成 28 年度北区子ども・子育て会議事務局名簿
資料 2	平成 28 年度 4 月 1 日現在待機児童数及び今後の解消策につ
	いて
資料 3	(仮称) 東京都北区子どもの貧困対策に関する支援計画の
	策定のための検討会の設置について
資料 4	東京都北区立さくらだこども園について
資料 5	児童福祉法の一部を改正する法律案の概要について
資料 6	低所得世帯の負担軽減措置に伴う保育料の改定について

【会長】

定刻になりましたので、平成28年度第1回北区子ども・子育て会議を開会いたします。

事務局から本日の委員の出欠席について報告をお願いいたします。

【事務局】

本日の委員の欠席は、北区医師会の鹿田委員、小学校北区立小学校PTA連合会の中田委員です。出席者数は、会議の定足数を充たしており、本日の会議は有効に成立しています。

続きまして、交代の委員の方の役職、名前等をこちらから申し上げますので、 その場でお立ちいただきまして、ご挨拶いただければと思います。(交代委員読 み上げ)

【会長】

それでは、次に、事務局の人事異動の報告をお願いいたします。

【事務局】

前回の会議のときに、組織改正ということでご報告させていただきました。 子ども家庭部が教育委員会事務局の傘下に入りまして子ども未来部ということ になってございます。それから、所管する課長を2人ほど入れてございます。

ただ、4月に人事異動がありましたが、かなり大幅な異動がございましたので、新しいメンバーをご紹介させていただきます。

資料の1-2でございますが、平成28年度北区子ども・子育て会議事務局 名簿ということでございます。上から3人までの部長はかわってございません。 本日、都築健康福祉部長が所用のため欠席させていただいております。

(事務局メンバー紹介)

【会長】

最初は事務局から資料確認をお願いいたします。

【事務局】

本日の資料は、既に配付しておりますが、全体の進行にかかわる資料が1、 2、委員、事務局の名簿は、今、説明があったとおりでございます。

【会長】

皆様、資料のほうはよろしいでしょうか。今日の、追加が4-2ということですね。

では、本日の議事に入りたいと思います。

議事の1、平成28年度4月1日現在、待機児童数及び今後の解消策についてです。これは、資料は2ですね。事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】

では、説明をさせていただきます。最初に、1番の待機児の現状、現況でございます。

- (1) でございます。この4月でございますが、認可保育園の施設の定員につきましては、前年度4月の6,356名から6,800名と444名の増を行いました。しかし、待機児童数は前年の160名に比べ232名へと約1.5倍に増加してしまいました。
- (2) でございます。待機児童数ですが、0歳から2歳児の低年齢児に集中しています。その申し込み率について、平成27年4月、約41%でございました。今年度につきましては44.5%と、3.5%も急増いたしました。ちなみに、前年度、平成26年度から平成27年度にかけての伸び率はどうだったかといいますと、1.7%です。今回、3.5%の増加ということで、倍、相当な伸びであったと考えております。また、1歳児につきましては対前年度比で4.5%ということで、大幅な伸びとなりました。
- (3) でございます。北区の就学前人口ですが、近年、増加傾向にございます。お示しのとおり、1月1日時点の人口比較でございますが、1年間で301名の増となっております。そのうち、0歳児から2歳児の低年齢児層の伸びというのは顕著でございまして、その301名のうち285名が、そのゼロから2歳に集中してる状況でございます。

各地区の待機児童数については、表にお示しのとおりでございます。これらの状況から、本年度、既に区の当初予算では410名の定員増に向けた取り組みというのを進めておりましたが、こういった保育ニーズの伸び等を踏まえまして、緊急対策が必要になったということでございます。

2で、緊急対策の内容についてです。

まず、緊急対策を行うに当たり、取り組み方針を(1)のとおりといたしました。スピード感を持って取り組むこととし、平成28年度中にも可能な対応を行うということ、②保育需要の増を見据え、平成29年4月以降に向けましてのさらなる解消策に着手すること、③今回の緊急対策では最も待機児童が多く発生した1歳児の受け入れ数を重点的に拡大することとし、平成29年4月期に向けましては、人口の伸びについて最近5年間の伸びを見込むとともに、1歳児の入所希望率につきましては、先ほど申し上げました対前年4.5%と申し上げましたが、その伸びの1.5倍を想定し比率の増を目指すということ、そして、④でございますが、区有地・遊休施設を最大に活用することといった、これら方針のもとに緊急対策を検討してまいりました。

(2)といたしまして、具体的な内容でございます。なお、これからお示しします受け入れ数及び実施時期につきましては、この施設の工事の設計や、また隣県の施設におきましては、職員の配置状況などにより変更することがありますので、何とぞお含みいただきますようお願い申し上げます。 ①でございます。①では、今年度中に取り組む対策で、以下のアからエで237名の受け

入れ数増を想定してございます。平成28年4月期の待機児童数232名を意識した目標としております。

1つ目です。ア、旧清至中学校別棟を活用した王子保育園つぼみ分園の整備でございます。分園ということで、給食につきましては、近隣にある王子保育園から運搬を行い、提供いたします。開設初年は1歳児のみ、25名の受け入れを行い、翌年度には2歳児への進級枠を設けたいと考えております。なお、当該地は、本年度、学校跡地の利活用を検討することや、近隣の旧北区職員豊島寮の区有地が私立保育園の誘致先として活用できる見通しであることから、数年のうちにはそちらに移行させる形でつぼみ分園自体が閉園する取り扱いも考えております。

2つ目です。イ、区立保育園運営形態といたしましては、区直営と指定管理園がございますが、受け入れ数、受け入れ児童数と面積の状況から余裕がある施設がございますので、資料にあります4つの園につきまして、受け入れ数、児童数の増を図ってまいります。また、岩淵保育園につきましては、昨年度末で同一建物内の岩淵児童館が閉館となっておりますので、そのスペースを活用し、必要な工事を行った上で保育園を拡張したいと考えております。

3つ目、ウです。公立認可保育園における0歳児1人当たりの面積基準につきまして、これまで北区では旧の東京都基準によりまして5.0㎡としてまいりましたが、平成25年4月の緊急対策以降、国基準の3.3㎡を適用し、受け入れ数増に取り組んでまいりました。今回、幾つかの園でさらに取り組める状況が確認できたことから、安全などに十分配慮した上で受け入れ数の増に取り組みます。なお、民間施設におきましては、このような形での受け入れ数増が進むよう、運営者にとって有利な補助制度を創出してまいります。

4つ目、エでございます。小規模保育事業所6カ所と家庭的保育事業所2カ 所の誘致を進めているものです。

次に、②に進みます。②では、平成29年4月期に向けた緊急対策で、以下のアからオで443人の受け入れ数増を想定してございます。

1つ目のアでございます。区有地のうち教育委員会がございます滝野川分庁舎の庭、そして旧北寮跡といいまして、区のあじさい荘という特養の特別養護老人ホームの北側に、更地の区有地がございます。そちらを活用いたしまして新園舎を建設し、区直営により低年齢児に特化した保育園を運営したいと考えております。それぞれ運営開始1年目は1歳児のみの受け入れとし、翌年度につきましては2歳児の進級枠を確保したいと考えております。

2つ目、イです。遊休施設を活用した区立保育園の拡張といたしまして、王子本町保育園につきましては、ちょっと古い保育園舎があったわけですが、1歳児の保育施設として使っておりました分園舎の建物が、残っております。そちらを現在の王子本町保育園の分園舎とすることで受け入れ数の増を図ります。また、神谷北つぼみ保育園では、建物の2階のうち、特に利用のない部分を整備し、保育園の拡張を行いたいと考えております。

3つ目です。公私連携型保育所の手法によるものでございます。通常の私立

園でありますと、東京都に申請を行い、許可を受けるために相当な期間が必要なところ、公私連携型の保育所では、区が法人と区有施設の利用に関する協定を締結することで、区からの届け出により速やかに設置ができるといった利点がございます。また、この旧赤羽台保育園及び旧赤羽台つぼみ保育園は、今後のまちづくりを見据えては、できるだけ速やかに近隣地、近隣他箇所への移転を進める必要があることからも、区でこれまで行っておりました指定管理者制度ではなく、今回、新たに公私連携型保育所の手法を用いて私立の誘致を進めたいと考えております。

なお、これらの2つの施設は隣接していることから、調理を1カ所で行い、他方に運搬できるといったメリットがあります。そういったことを考慮いたしまして、原則としては1つの法人に2つの施設を本園、分園として貸し付ける形をとりたいと考えております。また、移転先といたしましては、桐ケ丘中学校前に区有地がありますので、そちらを考えているところでございます。

次、4つ目でございます。エの桜田つぼみ保育園の移転に関する拡張計画の 見直しでございます。平成29年4月に隣接する旧郷土資料館跡に新園舎を整備し移転する計画でございますが、当初の増見込みに加えまして、さらに31 名の増を見込むというものでございます。

5つ目、オでございますが、小規模保育事業所4カ所、家庭的保育事業2カ 所、認証保育所が2カ所の誘致を進めるといったようなものでございます。

③といたしましては、平成30年4月期に向けた対策でございますが、こちらにつきましては、まだ具体的ではございませんが、今後、遊休化が見込まれる施設の利活用や公園特区制度、そういったものを活用いたしまして、私立認可保育所の誘致などを検討いたしまして、今後、予算化を諮ってまいりたいと考えております。

裏面をごらんいただけますでしょうか。今、申し上げましたそれぞれの取り組みを1つの表にまとめてみたものでございます。Aの欄の合計410名は、もう既に当初予算の段階からこれぐらいの数は増やしていこうと計画したものでございますが、この4月の待機児童数の増を受けまして、今年度中に237名の増、そして、29年4月に向けましては443名の増ということで、3つの項を加えまして1,090名の増ということで、今現在、北区の保育施設は今、7,201名の受け入れ枠があるわけですが、それをかなり増とするような計画を立てました。かなり待機児の解消等にも大きく効果を発揮するのではないかと考えてございます。

そして、この待機児童数の増に当たりましては、こういった施設整備ととも に、保育士さんの確保、人材の確保というのも必要になってございます。

④でございます。④で保育士の確保策ということで幾つか上げさせていただきます。ア、イ、ウ、エで4つの方策を考えさせていただきました。

アでございます。国及び東京都の補助を活用した職員に対する宿舎借り上げ 支援でございまして、保育人材の定着ですとか、離職防止を図ることを目的と したものでございまして、対象が私立園と指定管理の認可保育所、小規模保育 所、認証保育所といたしまして、5年目以内の職員が事業者の借り上げた宿舎 に入居することなどを要件といたしております。1月、1人当たり8万2千円 を上限に補助を行うものでございます。

2つ目、国の補助を活用いたしました保育補助者雇い上げ強化支援策でございます。

3つ目といたしまして、国の補助を活用した職員の負担軽減のためのICT 化と申しまして、保育の指導計画の作成や児童台帳の作成・管理を支援するパソコンのシステムの導入や安全対策のためのカメラの設置等に関する補助を行うものでございます。補助額が業務支援システムの1カ所当たり100万円以内、カメラ設置が1カ所当たり10万円以内といったようなことを考えてございます。

4つ目でございます。小規模保育事業所及び家庭的保育事業における従事者のための東京都子育て支援員研修参加者に対する研修受講費相当分の補助ということでございます。元来、受講費自体は無料でございますが、その研修で必要となるテキスト代や実務教材費の実費費用も補助いたします。研修受講者の増というのが、つまり従事者の職員の増にもつながることから、このような補助をやっていきたいといったことでございます。

今後の予定でございますが、それぞれの取り組みについて速やかに対応していくともに、また、さらなる取り組みにつきましても、また随時検討しておりますので、またこの場でも報告してまいります。また、定員の増について、今回はある程度の方針を固めたものでございます。工事の進捗、職員確保の問題、そういったことがきちんと決まりましたら、また、この会議のまた場におきまして実績をお示しし、また皆様からご意見等が伺えればと考えております。

【会長】

それでは、ただいまのご説明に対して、ご質問、ご意見等がありましたらお 願いいたします。

【委員】

裏面の2行目ですが、この強化支援の具体的な内容について伺いたいですが、 お願いします。

【事務局】

このイのところでございますね。

これはパートの従業員を雇用するといったところで、まだ国のほうで形が決まっていないものです。秋ごろには何かメニューが出てくるのではないかと思いますけれども、具体的にはパートを雇用するための財政的な補助という形になります。

【委員】

給金を少し負担するという意味ですか。

【事務局】

はい。

【委員】

今の質問に関連してなんですけれども、この保育園とか大量にふえるに当たって、正規職員ではなくてパートの職員を多く雇用するという方向でよろしいのでしょうか。

【事務局】

保育園には幾つかの種類がございまして、まず、公立保育園につきましては拡大に見合う正規職員を雇用していく、必要な職員数は、計算があります。私立保育園についても、法人の考え方はありますけれども、その中から保育士を雇用していくといった形です。保育園には正規職員以外にもお手伝いをしていただく方がおられますので、例えばエのところでは、資格がなかった方ですけれども、子育て支援員として子どもに対する理解とか、スキル、こういったものを身につけていただく。また、上の制度につながっていきまして、将来的にこの子育て支援員を計画的に保育士の資格を取っていっていただく、こういったスキームの補助もあります。そういった段階的なもので無資格の方から正規職員まで網羅して支援をしていく、確保をしていくといったシステムになります。

【委員】

前回だったと思いますが、この東京都子育て支援員の研修に北区からどのくらい受けているかという質問があったかと思うのですが、そのときは東京都から特におりてきてないのでどのぐらい北区から受けに行ってる人がいるかわからないというお話だったと思うんですけれども、その後、東京都からおりてきたんでしょうか。

【事務局】

まだです。

【委員】

待機児解消策について、北区は東京都23区の中でも本当に一番最初に取り組みをし、200人、300人、400人と段階的に切れ目なく対応していただいて、もう最初から含めると3,000人ぐらいの待機児解消策を取り組んでいるのです。北区の取り組み方が真摯に取り組んでいるということで、現場の保育園からも北区はすごいよねとの声を何回か聞いております。

それでもやっぱり待機児っていうのは年々、年々増えてくる。子どもを預け

たいと思っている保護者の皆さんが、預けやすいところを探して、北区は交通の便もいいし預けやすいかなということで北区を選んでいるというのが今の現状じゃないかと思っています。でもこの状態は、本当にまだまだ先に続くと思います。ですから、本当に担当の行政の皆さん、頑張っていると思いますね。

ただ、施設を増やすと、やっぱり保育園の現場としては保育士の不足、本当 に見つからない状態で、見つからなくて大変な思いをしています。復職してく ださいキャリアで1回退職してまたやってください、そういう制度をつくりま したって言ってるけど、制度ができても、それに応募してくれる方がなかなか いないっていうのが、保育士募集の現状なんです。やっぱり私ども、現場で子 どもたちの面倒見るためには、手数、目数だと思っていますから、国基準で定 められた保育士数よりも増員して配置しているのが現状です。ですから、私の 園でも保育士の必要数は11名ですが18名保育士、雇用して、それぞれ複数 管理としてやっております。それで、複数管理でするということは、例えば2 0人を1人で見るのと2人で見るのでは、日誌の数、書類の数が半分ですみま すよね。そのようなことで対応してるというのが現状です。そのほかに、いろ いろな朝夕の時間帯とか、早番、遅番の時間帯、延長保育の時間帯に、有資格 の保育士プラス保育助手、私どもは名前で呼んでるんですが、そこのところの 雇い上げを区のほうの予算、東京都のほうのプラスの予算で雇い上げして手数、 目数をそろえていく、例えば、子どもが95人いて、5時半から6時の間の時 点で、7,80名残ってます。そういう状態だと思います。そのときに、やっぱ り0歳の小さいお子さんがいらっしゃると、0歳の方は別の部屋で見なきゃい けない。そうすると、保育士プラス保育助手という形で、何人も助手さんに来 ていただいてるという現状だと思うんですね。

やっぱりそこを考えたときに、予算を頂戴して職員をたくさん雇い上げるようにしたい。それはお預かりする子どもたちの安全が、保護者の皆さんが安心して預かっていただくというためには必要なことだと思ってるので、これからどんどん、もっともっとお願いをしてまた雇い上げをしていかなきゃいけないんじゃないかなと考えてます。

そういう今、北区の保育園の状況なんじゃないかなと思います。保育士さんがいないというのは、資格を持って卒業された方が、100%保育園、幼稚園に就職されないんですよ。そういう状態だと思うので、やっぱりよく世間で言われる処遇改善というふうなところがネックになってくるのかな。要するに、仕事が大変な割に社会的な評価が得られていないというふうな状況なのかなという、非常にその辺は悲しい思いをせざるを得ないんですけども、ただ、現状で、保育園の進めていく上ではやっぱり有資格者、また、保育に携わる人たちの育成とか、仕事していただきやすいような仕事環境をつくっていくということも一つの方法なんじゃないかなと考えています。それが、いろいろかみ合って待機児の解消していくような方法を目指さないといけないんじゃないかなということを、現場としては考えます。

【会長】

現場の声を述べていただきまして、ありがとうございます。

【委員】

具体的内容の28年度中に取り組む対策についてなんですけども、こちらについて、時期というか、「もう何名か解消されているのかとか」等、ア、イ、ウ、エのそれぞれの時期を教えてください。また、私も子どもを保育園に預けているのですが、保育士さんが、すぐ辞めてしまう事も多くて、それが待遇なのか環境なのかちょっと分からないですが、担任の先生が3カ月で代わったり、年度の途中に何回もクラスの先生が入れかわることが起こっています。子どもにとっても余りよくないと思うので、待遇も含め、その辺の見直しも本当によろしくお願いします。現場からの意見です。

【事務局】

時期ですが、確かにこういう目標を立てました。区が直営で運営してるところにつきましては、ある程度職員の確保とかを目指しながら、できれば上半期、下半期の中で、4月から9月までが上半期、10月から3月までが下半期といった取り扱い方なんですけれど、そういったところで何かしらの対応ができていくといいのかなと思って、今現在、調整を進めております。ただ、やはりどうしてもその職員の確保ですとか、特に公立園でも民間の事業者さんに運営してる施設では、例えば場所はあっても今度は人がいないということが、確かに年度の途中の中で、例えば職員を多くそれなりにもう雇用してる状況であれば多少の受け入れ増には対応いただけるようなことがあるんですけど、そこまでは難しいといったような状況があるので、なかなか明確にこの時期にというのは、今現在申し上げられない部分も多いと考えております。

やはり保育園にいらっしゃる方への配慮というのは当然大事なことと思ってます。例えば、区のほうで分園をつくるといいますと、やはり年度途中で職員の異動というのはどうしても発生してしまいます。そういったことで、お子さんが不安になったりとか、そういうこともあるかもしれないんですけど、そういったところについてなるべく影響が出ない体制ですとか、そういったきちんとした説明等が重要になってくると思いますが、ただ、やはりどうしても園に入っていない人と入っている方の格差というのは、これはもうすごいものがありまして、やはりどうしても入れない、そういった方を何とか救っていこうというのがまず根底にはありますので、何とぞどうかご理解をいただければと思います。

【委員】

(2)の具体的内容の中の③番に、平成30年4月期に向けた緊急対策とあると思いますけれども、こちらのその今後、遊休化が見込まれる施設ですとか、この公園特区制度の活用というのは、具体的に遊休化が見込まれている施設が

あることや、公園特区制度というのも、何か具体的にもう検討されている地区 というか、あるのかどうかなど教えていただければと思いました。

【事務局】

現在、検討中のところでございまして、使えるところがないかなと、私も公園なんか行って子どもが余り遊んでないところとかお年寄りがいらっしゃらないところがないかなとか、そういうことを見ながら、区の道路公園課に問い合わせて、検討してるところでございまして、まだ具体的には決まってない状況でございます。保育所の整備においては用地の確保というのが非常に重要なことでございますので、そういった点では有効だと思ってますので、使えるところがないか今現在、検討してるところでございます。

【委員】

本当に北区さんの保育園の待機児解消に向けての取り組みは私自身もすばらしいと思っております。

私立幼稚園の立場からいうと、保育士さん、そして幼稚園教諭、今の学生さん、両方免許を持っています。保育園に大量に採用されますと、幼稚園に来ません。もっと幼稚園のほうが、職員採用が厳しい状況にあります。せめてここにあるアからエまでの少しでもよいので、幼稚園教諭にもそれなりの助成制度があれば、少しは集まるのかなという気がいたします。将来的には保育教諭ということで一本化されるというふうに、三、四年たつとそうなりますけど、まだ今現在は幼稚園教諭、保育士ということで2つの免許制度があるのが実情ですね。ですので、保育園さんのほうに一生懸命、今、光が当たっていますが、幼稚園も頑張っておりますので、その点だけ、皆さんよろしくお願いします。以上です。

【会長】

それでは、議事の2番目、(仮称) 東京都北区どもの貧困対策に関する支援計画の策定のための検討会の設置について。それでは、事務局から説明をお願いいたします。資料は3になります。

【事務局】

私からは(仮称)北区子どもの貧困対策に関する支援計画の策定のための検討会の設置について報告させていただきます。

1の要旨でございます。こちらに書いてございませんが、平成25年の国の調査では、子どもの相対的貧困率は16.3%と出ておりまして、子どもの6人に1人は貧困の状態にあるとされております。このような状況背景に、北区では子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、北区の将来を担う子どもたちの学びや育ちを支えるとともに、家庭の経済状況から就学の機会や就労の選択肢が狭まってしまう貧困の世代間連鎖を解消するこ

とを目的といたしまして、(仮称) 北区子どもの貧困対策に関する支援計画を策定するため、学識経験者、区職員、区立小・中学校長で構成いたします検討会を設置するものでございます。

検討会におきましては、貧困の世代間連鎖を防ぎ、子どもたちが自分の将来に夢と希望が持てる北区を目指しまして、区民や支援団体等を対象にいたしますニーズ調査結果等を踏まえまして、地域の実情に即したきめの細かい支援策や必要な方へ確実に支援が届く体制の整備など、実効性の高い施策の展開を目指してまいりたいと考えております。検討に当たりましては、子ども・子育て会議へも随時、検討状況、内容につきましては適宜報告させていただいてまして、ご意見等を聴取しながら進めてまいりたいと考えております。

2の委員構成でございます。こちらは学識経験者、小・中学校長、幼稚園、 保育園長などを含めまして33名で構成をしております。裏面に名簿をおつけ しておりますので、後ほどご高覧いただきたいと存じます。

なお、検討会の中に部会を設けまして、検討課題、メンバーを絞った形で検 討を進め、検討会全体で取りまとめを行ってまいります。

3の今後の予定でございます。7月から検討会を開催させていただき、部会を合わせまして11月までに合計9回を開催する予定でございます。なお、先日の7月1日に第1回の検討部会を開催させていただきました。学識経験者の方の基調講演、また、実態調査のアンケート票についてご審議をいただいたとこでございます。また、7月から8月にかけまして、実態調査のためのニーズ調査を実施してまいります。11月には計画案を取りまとめ、パブリックコメント実施の後、29年3月には支援計画を策定していくという考えでございます。簡単でございますが、ご報告は以上でございます。

【会長】

それでは、ただいまのご説明に関しまして、ご質問、ご意見等ありますでしょうか。

【委員】

前回の会議で、北区の子どもの学習支援について、北区が北区社会福祉協議会さんに委託して学習支援の事業を立ち上げるというご報告がありましたが、その後、社協さんのほうで学習支援プラス子ども食堂や居場所づくりについて担当の方が随分あちこち見学されたり、食堂をやっている団体さんのネットワークづくりなどで動いているということを聞いています。ですので、検討しつつ、少しずつ動いているのかなというところで少しほっとしているところです。前回、私が子ども食堂について発言させていただいたんですが、子ども食堂がふえていて、5月末で全国に300カ所を超えて、東京では50カ所ほどになったと。北区でも5月に豊島5丁目のココキタの2階で「子ども食堂キタクマ」という子ども食堂がスタートとして、また、赤羽でも小規模な子ども食堂がスタートしたということを小耳に挟んでおりまして、私どもの団体の会員さ

んがスタッフなどをしているので、いろいろご苦労なども伺っています。やっぱり立ち上げも大変ですが、その後、継続して行っていくというのは、スタッフは足りるか、そこも大変ですが、経済的な支援はやっぱり大変だと思うので、そこら辺、民間にお任せということではなく、貧困だけでなく、孤食している子どももそういうところに気軽に来られるように門戸を広げると結構数がどんどん増えていくということなので、経済的な支援ですとか助成なども気にかけていただければいいかなというふうに思います。よろしくお願いいたします。

【会長】

何か、ご質問ということではなくて。

【委員】

意見です。

【委員】

私、こっちのほうは余り存じ上げないんですけども、実際に、例えばどういうことを取り組んでいこうか、要するに、例えば子ども、学習機会の均等とか、今、委員がおっしゃったような生活や食事の有無とか、いろんな子どもの貧困というときに、いろいろな経済的な部分もあるのかな、それが根底にはそこにあって、子どもが勉強したいけどできないとか、子どもが満足に食べられないような状況があるとか、いろいろな、その辺を、どこをどういうふうにして支援をしていく計画を目指してらっしゃるのか、ちょっと教えていただければと思います。

【事務局】

確かに、委員がおっしゃったようなところがございます。そのあたりについて、今後、検討会で検討していくというとこではありますが、やはり子どもの貧困ということで、子どもを取り巻く環境としまして、例えばひとり親の家庭の例で申し上げますと、やはりひとり親家庭の中では非正規で働いている方が非常に高いという状況の中で、お子さんの生活費を稼いでいかなきゃならないということで、どうしても就業時間が長くなってしまう。そういう面では、例えば勉強するにしても少なくなってきてしまう。そういう面では、例えば勉強するにしてもなかなか勉強を見てあげられるような時間がなかったり、先ほどの話にあったように、孤食、一人で食事をしていたり、場合によってはその食事の用意もなかなかちょっとしてあげられない状況があったりして、子どもがこれから学習習慣も含め、これからまだいろんな経験をして成長していく上で、なかなか環境として整ってない状況があるというところがございます。

そういった中で、例えば国の貧困対策の大綱で示されてるところでは、やは り経済的な支援というのが柱になっていながらも、学習の支援ですとか生活の 支援、あと、保護者の就労の支援というようなところが大きな取り組みの4本柱というふうに上げられています。そのような対策を総合的に対応していくべきことが必要だろうと示されておりまして、ここが、先ほどのような形で北区が支援策をやっていくかといったことは、これからの実態調査の結果も含めつつ検討させていただくことになりますが、状況としましては今お話しさせていただいたような状況にある子どもたちに対して、今後、検討させていただく、より有効な実効性のある支援を検討していくというふうな状況でございます。

【委員】

現在、その施策が、計画ができるまで、現在も多分、その子どもの貧困というふうなことに該当するご家庭、子どもたちがいらっしゃると思います。今はどういう状態なんですか。それに対する公的な扶助なり公的支援というのはないということなんですかね。

【事務局】

現在でも、例えば、生活保護を受けられている方であれば生活保護の制度の中で、例えばお子様については放課後の居場所ということで放課後クラブをさせていただいて、そういう面では各施策の中でお子様に対しても保護者のひとり親の家庭についても対応させていただいてるんですが、今回、改めて子どもの貧困ということに焦点を当てさせていただいて、その視点の中でより有効性、また、今の段階でも行き届いていない部分もあると思いますので、改めて子どもの貧困という視点で政策、施策を考えさせていただくと、そういう状態でございます。

【委員】

大変、この問題は根が深いものがあって、本当に子どもの子育てをしたくないという親が中には、いるのですね。そうしますと、経済的な支援をしても、親の財布に入ってしまうと、親が果たして子どもにその分を渡してくれるのか。そういったことを少しは考えておいて、本当に子どもがそのような状況に置かれてることが浮き彫りにまずならないと、陰の部分で隠れてしまうとあらわれてこないものですから、やはりそこら辺のあぶり出しを、例えば小学校さんとか中学校さんとか、その辺のところの皆さんと力を合わせてあぶり出していただいて、それで本当に有効的な支援策をしていただくことを本当に望みますので、頑張ってください。

【委員】

そしたら、今の北区からのお話を聞くと、生活保護のご家庭とひとり親の家庭をメーンにその援助を行っていくという形になっていくということなんでしょうか。

【事務局】

先ほど申し上げた、非常に象徴的なところの例として申し上げさせていただいて、実際、やはり国等で言われているところですと、その生活保護に該当してくる方は、ある程度社会保障制度、このあたり、対応されている部分も多くあると。やはり一番きついというのが、そこのボーダー層というのでしょうか、生活保護に至らないところの方々がやはり一番苦しい思いをしてるという報道もございますので、そういう面ではちょっとその対象は今の時点で限定していくということではございませんし、実際、今後も実態調査させていただく中で、そういう所得の状況等をちょっと聞かせていただきながら、そこのあたりの方が、やはり支援が、困っているかどうか、支援の必要性があるか、そういうところも含めて、今後についても含め検討していきたいと、そのような状況でございます。

【会長】

それでは、続きまして、議題の3ですね。(仮称)東京都北区立さくらだこども園についてのご報告です。これは、資料が4になります。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】

資料4になります。東京都北区立さくらだこども園概要ということで事前に 配付させていただきました。

昨年の8月31日の第11回子ども・子育て会議で、さくらだ幼稚園を認定こども園に移行するとした認定こども園検討委員会の検討状況についてご報告をさせていただいたところです。このたび、平成29年度に開設する認定こども園の概要がまとまりましたので、こちらの資料でご報告をさせていただきます。

まず、施設の名称でございます。東京都北区立さくらだこども園とさせていただきたいと考えてございます。

2の(1)定員です。施設の規模、各保育室の面積から150人程度の施設を予定しております。歳児ごとの定員はお示しのとおりでございます。ただし、平成29年度、30年度は幼稚園から認定こども園に移行するための調整を行います。具体的には、現在のさくらだ幼稚園4歳児は、46人が現在、在園してございます。平成29年度の5歳児は、現在の4歳児が進級するため、1号認定の子どもが50人程度、残りの10人程度が2号認定の定員になると考えております。

次に、4歳児ですが、4歳から保育を必要とする2号認定の子どもは少ないと思われますので、平成29年度に限り、4歳の1号認定の定員を50人、2号認定の定員を10人としまして、限られた定員を有効に活用するための調整を行いたいと考えてございます。

なお、平成30年度以降は3歳からの2号認定の子どもが繰り上がってまい

りますので、最終的にこの表にお示しのような定員になると考えてございます。

- (2)施設の開園時間、利用時間についてはお示しのとおりで、1号認定は 幼稚園と、2号認定は保育園と同様の利用時間になります。なお、2号認定の 利用時間は保育必要量の区分に応じた利用時間となりまして、保育短時間の場 合は午前8時30分から午後4時半までとなります。
- (3)休園日ですが、1号認定は幼稚園と同様に夏休み等がございます。2 号認定の休園日は保育園と同じでございます。
- (4)の給食の提供です。区立幼稚園では給食の提供はございませんが、認定こども園では保育園と同様に給食の提供を行います。それに伴いまして、1号認定の区立幼稚園保育料の中には給食費が含まれておりませんので、給食の提供に係る費用として月額4,500円を徴収いたします。
- 3、1日の流れです。午前9時から午後2時までは学級を編成し教育課程にかかわる教育活動を行います。なお、4歳、5歳の学級編制は1号の子どもと2号の子どもを一緒にした学級を2クラスつくります。それ以外の時間は保育の時間となります。また、1号認定の子どもは午前9時から午後2時までですが、それを超えて保育が必要な保護者のために、延長保育、つまり預かり保育を実施いたします。この預かり保育の保育料については4でお示しのとおりです。この料金設定は、2号認定の保育短時間に認定された方が午後4時30分を超えて利用する場合、300円を徴収してございますので、それに準じた設定にしております。その他の時間区分も基本的に一律に300円としてございます。

なお、土曜日と長期休業日の午前9時から午後2時につきましては500円 にしてございますが、これに給食費の260円が加わりますので、760円と なります。

5の入園の申し込み及び選考、それから、6の保育料につきましては、1号認定は区立幼稚園と、2号認定は保育園と同様になります。なお、区立幼稚園の保育料ですが、昨年11月2日、第12回の子ども・子育て会議で区立幼稚園保育料見直しについての考え方を報告させていただいたところですが、平成28年4月から、本日、机上に配付させていただきました資料4-2のとおりの保育料に改定いたしましたので、あわせてご報告をさせていただきます。

以上、簡単ではありますが、ご報告いたしました。

【会長】

ただいまのご報告に関してご質問等ありますでしょうか。

【委員】

去年、こども園を2カ所視察して、そのときに、現地の職員の先生が、やっぱり職員さんはパートさんも含めてかなり人数がふえて、ミーティングとか職員室の配置がとても大変だったというお話を伺ったのですけれども、さくらださんの場合はどういった工夫をされているのかとか、具体的にパートの先生も

含めて職員がどのくらいふえたのかを教えていただきたいのと、あと、区立幼稚園は全て水曜日が午前保育になっているのですけれども、この場合は、全部のお子さん、水曜日も2時降園ということでよろしいんでしょうか。何か水曜日は結構先生の研修や出張に充てていらっしゃるという話を伺ったことがあるので、そういった調整をどのように工夫をされているのか、もしわかる範囲で教えていただければと思います。以上です。

【事務局】

まず、認定こども園となりますと、開園時間が長くなります。それに伴いまして、職員の数が現在の幼稚園の職員の数よりも増えて、単純に考えて学級数の倍くらいの職員は必要だと考えてございます。そうなりますと、まず、職員のスペースの確保、休憩室も含めた施設整備を、夏休みから秋にかけて行います。工事に関しては夏休みに集中的に行いたいと思っております。その中の一つとして、子どもの目からちょっと離れたところに職員休憩室をつくろうということで、今の教材室を改修しまして職員の休憩室等に充てたいと考えてございます。それに伴いまして新たな教材室を園庭の隅のほうの活動に支障のない部分に倉庫を設置して対応する予定でございます。

それから、水曜日のことですけども、認定こども園になりますと、夕方まで施設としてやってございますので、例えば給食を食べたらおしまいだという運営は考えてはございません。あくまでも幼稚園活動は2時まで行うというようなことも含めて設定してございます。

研修の部分に関しては、全員が施設をあけて研修に参加するということができませんので、その分、交代で研修にいくとか園内の研修を充実するとか、そのような工夫をこれから考えていきたいと思います。

【委員】

認定こども園の 2 号認定の場合に、やっぱり保育園と同じように保育標準時間とか保育短時間認定ということはできると思っているのですけど、それで間違いないかどうかと、あと、4-2 の資料、これは今、お話しして聞いていいですか。

幼稚園の保育料の関係について、これは1号認定と2号認定のどちらか。両方ともこれ、1号認定の部分ですか。ただ、それを書いてないと、2号認定の場合はどういう、2号認定はじゃあ保育園の保育料と同等というふうに解釈でよろしいものかどうかというのを、その辺ちょっとお尋ねしたいと思います。

【事務局】

資料4のほうになりますけども、ちょっと丁寧な説明じゃなくて申しわけございませんでした。

最後の資料4の6の保育料のとこでございます。1号認定につきましては北 区立幼稚園条例に定める保育料ということで、それで、本日、資料4-2で北 区立幼稚園保育料を、この4月に改定しましたので、こちらを追加させていただきました。2号認定につきましては、保育必要量の認定を受けまして、北区立保育料等徴収条例に定める保育料ということで、こちらは保育園と同じ保育料になってございます。

【委員】

定員のところで、1号認定、2号認定の内訳は在園児の状況に応じて変動する(進級や保護者の就労の状況の変化等)とあるかと思うんですけれども、例えばその1号認定で入られた方が、パートから例えば正規でフルタイムで働かれたいといったときに、希望してその2号認定の申請をした方は、すべからく2号認定のほうに移行できるのか、それとも、やはり1号認定から2号認定に入園してから移る場合というのは、かなり定員を絞ったり厳しい場合があるのかどうかという点と、あと、2号認定の場合に、午睡のほうが必要とする子どものみというふうに1日の流れのほうであるかと思うのですけれども、通常、区立の保育園などでは、年長まで全ての保育園児はお昼寝をしているかと思いますが、この場合、必要とする子どものみというのは、何か親御さんの働かれる時間などで基準を設けるのか、それとも希望か何かで子どもを分けるのか、お考えがあるようであれば教えていただければと思いました。

【事務局】

まず、1点目の1号認定から2号認定の変更につきましては、あくまでもこれは、基本的には保育の必要性の認定を受けるかどうかということでの変更ということになります。認定こども園の特徴といたしましては、就労の有無にかかわらず幼児教育が受けられることが掲げられておりますので、可能な限りそのような対応をとりたいと考えてございます。

それから、午睡のことでございますけれども、実際には幼稚園の場合は午睡をやってないということもございます。例えば、3歳、体力的に午睡が必要なお子さんに関してしないというのはいかがなものかなと思いますけれども、必ずしも午睡をする必要があるのかないのかというのは、検討委員会の中でも議論になりまして、それで、必要なお子さんに対して実施していこうということで、今回の一つの取り組みとして打ち出したものでございます。

【委員】

先程の委員のお話の中で、1号認定から2号認定に変わったときに、要するに、保育園って結構入るのに、入園するのにハードルが高いじゃないですか、現在。そのときに、失礼な話ですけど、4、5歳だと上げやすいのかなと思うのだけれども、抜け道になっちゃしないのかなと、今、ちょっと気がついたのですけども、その辺の見解はどうなのか。また、そういうことっていうのは想定しなくてもいいのかな。

要するに、認定こども園に1号で入園して、それでお仕事始められて2号認

定が必要なら2号認定の認定替えをお願いしましたときに、ほかのところで、例えば保育園に入園するといったときに非常にハードルが高いような状態が、今、続いていますから、その辺のところも、認定外の抜け道みたいなところというのをあったりなんかしたら、また一つ問題が出てくるんじゃないかなと気がついたんですけど、いかがですかね。

【事務局】

そこのところが、実際、制度と運用との間でどうしようかなということもございますけれども、ただ、3歳に関しては2号しかありません。多分、2号を希望する方のほとんどが3歳から入ってきて、その方が繰り上がってくる、その残りが1号ということになりますので、まず、3歳の2号認定の部分で、保育が必要だと認定されて入園してくることになります。1号では4歳、5歳からになりますので、なかなか抜け道としていえるほどのことにはならないと思います。

【委員】

そうなのですね。

【委員】

下世話な質問で申しわけございませんが、預かり保育で1号認定の子どもが5時にお迎えに来たら600円の支払いで大丈夫ですね。ということは、6時15分まで預けて600円払ったほうがいいかなと思う親のほうが多いかなと思いますが、それでよいのですね。5時のお迎えは600円。

【事務局】

はい、そうなります。

【会長】

それでは、次に、議事の4ですね。児童福祉法の一部を改正する法律案の概要についての報告です。

それでは、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

私からは、児童福祉法等の一部を改正する法律の概要についてご報告をさせていただきます。

1つここでおわびをしなくてはならないのですが、皆様にお配りをした資料でございますが、法律案という、案という字が入っております。これ、ホームページで、国のホームページのほうからとりましたときにこの案というのが入っておりまして、5月27日にこれが成立いたしまして6月3日に公布になっておりますので、現在はこの案というものはとれているということでございま

す。大変申しわけございませんでした。

それでは、資料の枠の中をごらんください。全ての児童が健全に育成されるよう、児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策のさらなる強化を図るため、児童福祉法の理念を見直すとともに、母子健康包括支援センターの全国展開、市町村及び児童相談所の体制強化、里親委託の推進に加え、特別区が児童相談所を設置することができると追加されました。

次に、改正の概要をごらんください。

- 1、児童福祉法の理念の明確化等の目的は、全ての児童が健全に育成されるよう、児童を中心にその福祉の保障等の内容を明確化したものです。
- (1)児童は、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立等を保障されることや、(4)しつけを名目とした児童虐待の防止として、親権者は児童のしつけに対して監護・教育に必要な範囲を超えて児童を懲戒してはならないことが規定されました。
- 2の児童虐待の発生予防の目的として、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援等を通じて、妊娠や子育ての不安、孤立等に対応し、児童虐待のリスクを早期に発見、低減することとしています。
- (2)です。支援を要する妊婦等に関する情報提供として、支援を要すると 思われる妊婦や児童、保護者を把握した医療機関、児童養護施設、学校等はそ の旨を市町村に情報提供するよう努める。
- (3)母子保健施策を通じた虐待予防等として、国、地方公共団体は母子保健施策が児童虐待の発生予防、早期発見に資するものであることを留意しなければならないとされました。
- 3、児童虐待発生時の迅速・的確な対応として、児童の安全確保をするための初期対応等が迅速・的確に行われるよう、市町村や児童相談所の体制や権限の強化等を行うことを目的としています。
- (2)です。市町村の要保護児童対策地域協議会の機能強化として、同協議会の調整機関、北区では子ども家庭支援センターになりますが、ここに児童福祉司や保健師等の専門職を配置することが努力義務から義務となりました。北区では既に児童福祉司、保健師、保育士が配置をされております。また、要保護児童対策地域協議会とは、要保護児童等の早期発見及びその適切な保護を図るため、北児童相談所など北区内の関係機関や医師会などの関係団体、星美ホームなど児童の福祉に関連する職務に従事する者、その他の関係者が連携し、情報を共有しながら要保護児童等への適切な対応を進めるために設置をされた会議体となっております。
- (3)児童相談所設置自治体の拡大といたしまして、特別区でも児童相談所を設置することができるとされました。この法律改正を受けまして、特別区長会の方針として23区と東京都との協議が調った場合は、準備が整った区から順次児童相談所設置を目指すとされましたので、今後、北区といたしましては、23区と東京都の協議を見据えながら、さまざまな課題等について検討していきたいと考えております。

4につきましてはご高覧をいただきたいと思います。 以上、ご報告させていただきました。

【会長】

それでは、ただいまのご報告に関して何かご質問等ありませんでしょうか。

【委員】

先日の要保護児童対策実務者会議にも出させていただいたんですけども、子 どもが虐待を受ける、身体的な虐待というのは警察が動いて、要するに傷害罪 的な取り調べ等もあるのですけども、我々が子どもたちと接していて、これ、 まずいよねっていうのは、やっぱり見えないところ、ネグレクトであったり、 やっぱり暴言であったりしたときに、現在の法律では児童相談所、また北区だ と育ち愛ほっと館の方々が調査に行っても、もう来ないでくださいと言われた ら、その家庭の中には入れない状態なのです。そういうふうなことを考えたと きに、要するにいろんな精神的な被害、精神的なダメージを受けている子ども たちを救済する策というのは、現在ではなかなか難しい状態、やっぱり行って 保護者の方と面談をする、1回はする、2回目は拒否されちゃう。聞いた話だ と拒否されて、なかなか親御さんに会えない、家庭の様子が見られないという ようなところをどういうふうに解決をしていくのかということが、やっぱりこ の児童福祉を、これを改正するだけじゃ、そこまで子どもたち、救済できない なというところをいつも感じています。やっぱりその辺のことも、児童福祉法 だから北区の担当の、例えばほっと館の方にお願いしてもなかなか難しいとこ ろというのは承知しているんですけど、一つの認識としてその辺のことを、ネ グレクトだったり暴言を吐かれたり身体的な虐待以外のことをなかなか制止が できないような状態だということは、非常に残念に思うところでございます。

【事務局】

今、委員のほうからお話しいただきましたように、なかなかその保護者の方々のご理解が得られないところもあるということは承知しているところでございます。

北区といたしましても、北児童相談所、それから学校、民生委員、いろいろな方と連携をとりまして、少しでも、今、委員がおっしゃっていただいたような心的虐待とかネグレクト、そういうものに対しても、どちらかといいますと養育困難な家庭の方が多いのではないかなというふうに思っておりまして、児童相談所のほうはどちらかというと虐待が起こった後のことをお願いすることが多くて、北区の場合には、どちらかといいますとそういう養育困難家庭を少しでも支援をできるような形で仕事をさせていただいておりますので、今後とも、そちらのところにつきましてはいろいろな機関と連携をとらせていただいて対応してまいりたいというふうに思っております。以上でございます。

【委員】

4番の(4)の自立援助ホームについてなんですが、これは20歳で出ることになっているのを、大学等就学中の者はその間はいてもいいよということなのかなというふうに理解するんですが、大学も短大もあり、専門学校などもあり、その2年だったら終わった段階で出るとか、3年だったら3年で修了した段階で出なきゃいけないのか、その辺、どうなのでしょうか。

【事務局】

よろしいでしょうか。これにつきましては、先日、厚生労働省のほうの会議がございまして、その中で自立援助ホームの入居者であって大学等に就学している場合には、22歳に達する日の属する年度の末日まで支援の対象とするというふうになってございます。そのために、やはり短大であればその短大を卒業するまで、4大に入っていれば4大ということになると思います。大学等ということで、職業訓練校、専門学校等を含むということで、就学中の者にあっては22歳の年度末までの間にある者に対象を拡大ということでございます。

【委員】

もともと児童福祉法というのは18歳の誕生日までということで、児童福祉施設自体が今、措置でやっていますので、18の誕生日を迎える前日までで切れてしまうんです。それが、例えば高校3年生であれば、18歳になっても学校にいますので、措置を延長するということになります。自立援助ホームについては、高校を卒業した子とか施設を出た子についての施設です。基本的な部分は、契約でやっています。現状から申しますと、児童福祉施設は、18歳以上の子は入れないということだったんですが、自立援助ホームに関しては20歳まで一応入れますよということだったんですが、自立援助ホームに関しては20歳まで一応入れますよということだってまして、それが今回の改正で、大学、余り多くはないんですけど、大学生等の働きながら行ってる子もいるので、そういう子に関しては22歳までの延長をしたらどうかというのが決められたと、そういうことだと思います。

【会長】

補足説明をしていただきまして、ありがとうございます。

【委員】

虐待児童についてちょっと質問なのですけれども、実は私、ちょっと近隣のご家庭で通報をした件がありまして、何かあったらご連絡しますということでいろいろ詳しくお話をさせていただいたのですけど、その後、そのご家庭が引っ越しされたんですね。そういった場合、例えば北区を超えて近隣区ですとか、埼玉県とかに引っ越しをされた場合、こちらでの情報っていうのは提供したり、逆にもらったりというのはあるのか教えてください。

【委員】

そういった引っ越しとかして埋もれてしまうようなケースが非常に多くて、その事故率が非常に高いです。ですから、そういった重篤なケースとか危険なケースに関しては必ず引き継がなければならないというふうになっています。その段階もケースによっていろいろありまして、重たいケースであれば移管ということできちんと書面で伝えるということになります。それが、例えば北海道に行っても隣の県に行っても同じことです。それ以外の情報であれば、その内容によりますけども、大体情報提供レベルであれば、やりとりをして万全を期すということになります。それと、保健師さんがかかわっているケースとか、それから、生活保護を受けているというケースであれば、その辺のルートからの情報が要るということで、転居先に情報を提供します。そういったケースを見失ったり埋もれてしまわないようにすることは、児童相談所を初め区もやっていると思います。

【会長】

実は、私から1つ伺ってもいいでしょうか。先ほど、特別区に児童相談所を設置するかどうかというのは、東京都と23区との協議が調った時点でというお話ですけど、ちょっとそれではお話にならないのかもしれないですが、現在の時点で、北区としてこの児童相談所をつくる可能性というか、何かできそうだなというような感触みたいなものはあるのでしょうか。

【事務局】

23区では、これまでも区長会を通しまして東京都と協議をしておりまして、23区で児童相談所の設置をしたいと、それぞれのもとで設置をしたいということを申し入れはさせていただいているところでございます。なので、これについて、まだまだ東京都のほうでご理解をいただけないところがあるというふうに聞いておりますので、そこのところのお話し合いがついた上で、北区としては児童相談所を設置をしていきたいと考えております。以上です。

【会長】

それでは、5番目に行きたいと思います。

低所得世帯の負担軽減措置に伴う保育料の改定についてというところです。 資料は6ですね。

それでは、説明をお願いいたします。

【事務局】

資料6をご覧ください。本日、最後の議題になります。

低所得世帯の負担軽減措置に伴う保育料の改定についての説明になります。

初めに、要旨です。国は幼児教育の段階的無償化に伴い、低所得世帯・多子世帯の経済的負担の軽減を図るため、子ども・子育て支援法施行令の一部を改

正する政令を平成28年3月31日に公布いたしました。

今回の施行令改正の趣旨を踏まえ、必要な条例・規則の改正などを行い、区の保育料を改定するものでございます。あわせて、非婚のひとり親家庭に対する寡婦(夫)控除をみなし適用し、経済的な負担軽減を図るものでございます。

次に、2の改正内容についてです。今回、以下、2つの改正がされました。

- (1)でございます。要保護世帯等に係る特例措置の拡充についてです。年収約360万円未満相当の世帯に関する利用負担額を平成27年度と比較して半額とするとともに、第2子以降を無償とするものでございます。
- (2) は多子軽減に伴う多子計算の年齢制限の撤廃についてです。年収約3 60万円未満相当の世帯について、多子計算に係る年齢制限を撤廃し、第2子 を半額、第3子以降を無償とするものでございます。

ここで、(2)の多子軽減のカウント方法について説明いたします。別添の資料をごらんください。

1枚めくっていただくと、お子さんの絵が描いてある資料が出てくると思いますが、改正前では囲みの中の左側のとおりでございまして、1号認定の場合は小学校3年生まで、2号、3号認定の場合は未就学児まで、この中で上の子どもからカウントするといったようなものでございまして、真ん中の囲みのように、1号認定で小学校4年生以上、2号、3号認定では小学校1年生以上はカウントしていないといったようなことでございました。

しかし、今回の改正によりまして、年収360万円未満相当の世帯につきましては、右側の世帯の、右側の囲みのように、生計を一にする世帯であれば年齢に関係なく、保護者から見て1人目を第1子としてカウントすることとなりました。

そして、次に、3でございます。こちらの資料のほうにお戻りください。3の今回の改正を受けての北区の対応についてです。まず、1号認定、すなわちこの保育を必要としない幼稚園などに通っている方についてです。新制度に移行した私立の幼稚園、認定こども園の保育料は区の規則で金額を定めております。こちらにつきましては、既に該当の所得階層に当たる第2子以降の保育料につきましては無償としていることなど、既に金額の設定におきましては今回の施行令の改正の内容を踏まえたものとなっております。

しかし、この多子計算の年齢制限の撤廃により保育料が減額されるケースが発生いたします。その場合については平成28年4月1日にさかのぼり減額を行いますので、保護者に対しましては園のほうから一部保育料の返還手続が発生いたします。あわせて、区から園に対しましては、保育料を保護者に返した分、施設型給付費が増額になるといったような手続が生じてまいります。

また、この新制度に移行してない幼稚園についてです。資料では括弧の中に書かせていただいておりますが、保護者がこの幼稚園に納める保育料につきましては、これ、所得階層により差がございません。ただし、区から直接保護者に対して支給する就園奨励費などにつきましては、区の要綱によりまして所得階層に応じた金額を設定してございます。施行令改正の趣旨を踏まえまして、

年収360万未満の世帯ではこの多子軽減に係る年齢制限が撤廃となることなどから、そういった内容を踏まえた要綱改正をございまして、4月1日にさかのぼり、保護者への支給金額を増額させるといったような措置をとります。

次に、資料の裏面に進みます。2号、3号のいわゆる保育が必要なお子様についてです。こちらについての保育料は区の条例で規定されております。区では保護者が負担する保育料について、国が定める利用者負担の上限額から平均で約50%に設定し、保護者負担の軽減を図ってきたところでございますが、改正施行令の趣旨を踏まえ、さらなる軽減策を講じるといったようなことを考えております。講じるものでございます。

要保護世帯等に係る特例措置の拡充(第4条第1項及び第4項関係)といったタイトルのある段階的なグラフになっているような資料がございますが、そちらをごらんください。

いわゆる年収360万円未満相当の世帯は国の階層区分で、第1階層から第 3階層及び第4階層の一部に該当いたします。今回の改正を受けまして、4、 5歳クラスの、例えばこの保育標準時間認定の場合、市町村民税所得割課税が 第3階層に該当する世帯では、第1子の保育料につきまして、国の上限がこれ が1万5,500円ということでございますが、改正前のところに1万5,5 00円となっておりますが、それが改正いたしますと7,750円に減額され るといったようなことでございます。また、区の階層区分は表の下段でなりま して、CからD1、D2、D3、D4、D5といって、あと、D8まであるわ けでございますが、国に比べて細かな区分けを行っております。現行の保育料 は実線で示した額でございます。一部で現行の区の保育料が国の上限額を上回 ることになります。この7,200から9,200に行くところにつきまして は、この国の上限の7,750を上回ってしまうわけですが、そこの部分だけ を減額するということではなくて、この対象となる階層区分につきましては、 全て半額とするといったようなことでの区独自の軽減策、具体的にはこの二重 線で示した金額にそれぞれ減額されるということでございます。なお、条例の 適用は4月1日に遡求することといたしまして、7月から8月にかけて在園児 の保護者の皆様に内容と手続等のご案内をさせていただく予定でございます。

新保育料につきましては、システムの改修後、9月の保育料から適用することとし、あわせて再計算による過払い保育料の還付手続を開始したいと考えております。

以上、説明させていただきました。

【会長】

それでは、ただいまのご説明について、質問等ありますでしょうか。

【委員】

質問です。資料6の一番初めの改正内容について、(1)と(2)に対象者の記載がされていて、要保護世帯と年収約360万円未満相当という条件がある

のですが、それぞれの対象者について(1)と(2)の差がよく分かりません。

【事務局】

年収360万円というのは、(1)でも(2)でも変わりません。上の要保護世帯等は、資料の表の一番下のところに6つの例があります。この方たちが対象となります。ですので、年収が単に360万円を上回る、上回らないだけではなく、一番多い方は母子であるとか父子、ひとり親世帯の方だと思いますけれども、6項目に該当する方が対象となります。

もう一つの(2)のほうは、単純に360万円に相当する方で、お子さんが2人以上いる方ということです。ひとり親であるとかは関係なく、お子さんの数によって保育料が変わります。360万円よりも低い方は、上のお子さんが高校生でも大学生でも1人目、2人目と数えますということです。いずれも、360万円を上回っていればこの制度は適用にならないというものです。

ただし、現実の保育料は、住民税の所得割で金額、先ほど見ていただいた表の下のD1とかというところで金額が決まります。ひとり親の方であるとか、それから障害のある方と一緒の世帯ですと、税金控除が変わってくると思います。この表に当てはまった所得割の金額が、想定した年収360万円相当に該当するというところです。よろしいでしょうか。

【委員】

ということは、この要保護世帯というのは、①から⑥のどれかの条件に入る 人の中で、かつ、年収360万未満が(1)に該当するという理解で良いです か。

【事務局】

そうです。その場合は、第1子の方は保育料は半額、2人以上のお子さんがいる場合は、その方の分は無料になります。

【委員】

はい。よくわかりました。

【委員】

今回、その多子世帯と要保護世帯等に関する特例措置ということで、この多子世帯の保育料の負担軽減ですけれども、たしか、その多子世帯の保育料は変わったので、去年、28年4月以降、第3子に関して変わったかと思うんですけれども、これはきっと国の方針であって、財政的なこともあるので、例えば1号認定は小1から小3で、2号、3号認定は小1以上はカウントしないという形になっていると思います。現状、この年齢制限により負担軽減が限定的だっていう判断において、この年収360万未満に関して適用されるような形になったと思うんのすけども、現状、その北区の場合、去年4月から施行されま

して、この多子世帯という形のその保育料の負担軽減で、その利益というか、享受できている方々っていうのは、実際、1号認定、あと、2号、3号認定、多子世帯ということで、どれぐらいの方がその保育料、現状、負担軽減できているのか。何か数字的なものがあれば参考までに教えていただきたいのと、この360万未満相当の対象として適用される方々が、どれぐらい見られるか、見込みがあるのかというのを、もしわかればということ。この1号認定と2号、3号認定が、どちらもその年収360万未満というのは、実際、先ほど要保のほうに該当してくると思うので、その年収360万未満で、2号、3号認定というのは、両親共働きで360万未満ということになると思うんですけども、ここのその見直しなのかもしれないんですけど、その1号認定と2号、3号認定が、どちらもその年収360万という同じ金額でいいかって、例えばその2号、3号認定であれば共働きということなので、もう少し上っていうことも想定できるのかなと思うんですけど、ここはもう一律に360万という形でなったということなんでしょうか。

【事務局】

まず、2号、3号認定についてご説明をさせていただきます。

申しわけございません。昨年の3子無料のところの数字、手元にございません。今、この新しい制度を4月にさかのぼって適用させていこうということでございますけれども、対象となるだろうと思われる、私どもの想定の数ですけれども、まず、(1)の要保護世帯については、対象となる世帯が大体1,000名ぐらいおられるのではないかなというところです。そのうち、要保護ということですので、先程上げた6項目、実は保育園ではそこまで詳しくは把握していません。例えばひとり親かどうかと皆さんにお答えをしていただかなくてはわかりませんが、多く見積もっても10%ぐらいではないかと思っておりますので、ここでは100人ぐらいと考えています。

それから、もう一つの多子世帯に関するもの、私ども、古い数字で税金が変わると何とも言えないのですけど、223名ぐらいが対象となるだろうと思っています。そのうち、半額になる方が155名で、あとはゼロになります。

それから、(1)と(2)で、いずれも金額が360万でございますけれども、 先ほど説明させていただきましたとおり、実際の保育料は住民税の所得割金額 で換算されます。そうしたことから、対象の幅というのは税金の換算で見ます ので、現実的にはひとり親の世帯の方などの、要保護世帯のほうが対象の範囲 は広がってくるという形になり、7万円かぐらいが税金の対象となるだろうと 思っています。範囲が広ければ、当然、受けられる方も多いということなので、 年収というところでは差がないのですけれども、受けられる方の範囲というこ とであれば、要保護世帯のほうが広くなります。

【事務局】

1号認定の該当の割合ですけれども、区立の幼稚園、狭い範囲での回答になってしまいます。現在、293名でございますけれども、保育料、本日、区立の幼稚園の保育料のところも資料を追加で出させていただきましたけども、その中で、360万に該当するところに関して、大体1割くらいの方が該当します。

ただし、区立幼稚園のほうは第2子がもともと無料の設定でございますので、 1子から2子に変わったときに初めて減額になりますので、その対象となるの は、さらにその1割、さらにもう一人1割ぐらいで、三、四人というふうな状 況でございます。

【会長】

ほかにはいかがでしょうか。ご質問等、よろしいでしょうか。

それでは、議事については以上ということで、最後に、次回の会議について 確認をしておきたいと思います。

次回は、日程としては8月29日月曜日、午後6時半開会ということですね。 この日は平成27年度北区子ども・子育て支援計画2015の進捗状況の報告を予定しているということです。ほかに、事務局から何か連絡事項はありますでしょうか。よろしいですか。ありがとうございました。

それでは、最後に、閉会のご挨拶を神長先生からお願いします。

【副会長】

皆さん、本当に活発なご議論をありがとうございます。

私が最初に待機児童の話、伺ったとき、232という数字を見て、何かすごいショックを受けて、大変だなと思いながら伺っておりましたけれども、一番ショックだったのは、きっと事務局で頑張ってらっしゃる皆さんではないかなと思います。

そんなことを思いながらも、その次に出てくる問題が貧困の問題であったり、こども園だったり、また、虐待の問題だったり、要保護であったり、本当に多岐にわたって今日はいろいろな意見交換や議論ができたのかなと思います。本来、子ども・子育て会議というのは、もう待機児童のみならず、広く議論をしていくということで、とてもよい議論の場ができてきたかなと思っております。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

【会長】

それでは、本日の会議を閉会といたします。どうもありがとうございました。